

阿知須町民憲章

- 一、勤労を尊び、奉仕の精神で励みます。
- 一、スポーツに親しみ、健康で明るいくらしを築きます。
- 一、生涯を通して学び、うるおいのある生活を求めます。
- 一、きまわりを守り、温かい心のふれあいを広げます。
- 一、伝統と自然を大切に、住みよいまちをつくりまします。

平成 7 年
No. 5 2 6

10 / 5

〒754-12 山口県吉敷郡阿知須町
発行：阿知須町役場
☎ 0836-65-4111

広報あじす…毎月 5 日発行
お知らせ版…毎月 20 日発行



飯田町長の日舞“黒田節”

アトラクションでは和やかに……

口ずさみ、手拍子を— 町敬老会に 313人が出席

9月15日“敬老の日”の前日、14日に町公民館で敬老会が開かれました。

ことしの該当者は75歳以上811人。このうち出席者は313人でした。

式では、飯田町長のあいさつに続き、町が80歳以上に差し上げる敬老年金（1万円、485人）証書の交付と、ことし中に卒寿（90歳・24人）になる人を代表して、山田秀雄さん（小南）・大林ムツエさん（赤迫）・濱西アサノさん（中村）・田邊明さん（岩西）への記念品贈呈がありました。

続いて来賓祝辞のあと、町内3校の児童生徒の代表からの“敬愛のことば”がありました。

式典のあとは、ボランティアで出演の方々の舞踊や合唱などのアトラクションがあり、合唱やカラオケではいっしょに口ずさんだり、手拍子を打ったりする姿も見られました。

式の終了後、飯田町長は“長寿日本一”の哥川スエさん（河内・111歳・宇部温泉病院入院中）と、ことし中に100歳になられる3人の方（國平スエさん・南祝、永山ヒノさん・旦門松、寺田ミツエさん・砂三）に記念品を手渡しました。

AW

.....無断転用

許可が必要です。

道路、山林などの農地以外の用途に転換することです。



《なぜ農地の転用には許可が必要か？》

農地は食料・農業にとってかけがえのない財産です。しかし、いったん、住宅・道路などに転用されると二度と農地としての利用は不可能になります。

また、乱開発につながる無許可な転用や無断転用は、地域の農業・農地の大きな迷惑にもなります。農地転用の許可制度はこのようなことを考慮し、転用に際し農業生産のための優良農地の確保と農業以外の農地利用を調整し、計画的な土地利用を進めることを目的としています。

【問い合わせ】

町農業委員会事務局 (町産業課内 画 65-4115 (有) 2123)

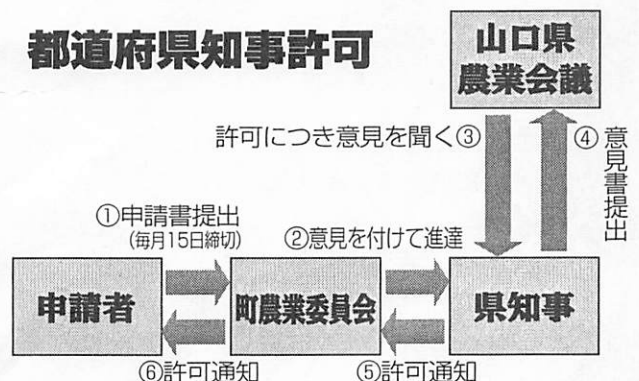
申請に必要な書類

対象農地の

- ① 法人の場合は、定款(寄附行為)および法人登記簿(3か月以内のもの)
- ② 土地の登記簿謄本(3か月以内のもの)
- ③ 位置図(1/50,000~1/10,000程度)
- ④ 転用計画の概要および図面(1/500~1/2,000程度)
- ⑤ 所有権以外の権利に基づく申請の場合は、所有者の同意書
- ⑥ 耕作者がいる場合は、その耕作者の同意書
- ⑦ 転用に伴い他法令の許認可を得ているときは、その旨を証する書面
- ⑧ 転用事業に伴う取水・排水については水利権者、漁業権者等の同意を得ている場合は、その旨を証する書面
- ⑨ その他参考となる書面

転用手続きの流れ

都道府県知事許可



※転用面積が2haを超える場合には、都道府県知事を経由して農林水産大臣に申請書を提出します。



なくそう農地の.....

農地の転用には

農地転用とは.....農地を住宅・工場用地、

所有者に委託か 相方 ↑(山田)

**一時的な農地転用にも
許可が必要です。**

一時的な資材置き場作業員宿舎、砂利採取場などにする場合も、農地転用になります。

**無断転用(許可を得ない転用)には、
厳しい措置が講じられます。**

無断転用者には、県知事が工事等を中止させ、もとの農地に還元させることができます。これに従わない場合は、法令に従い、厳しい措置が講じられます。

農地転用の手続き

まず事前に相談を

農地を転用する場合には、法律上の制限があります。また、許可申請の手続きには複雑な部分もありますので、町農業委員会事務局(町産業課内)へご相談ください。

農地転用申請ができない場合があります

転用を行おうとする土地が農振法(農業振興地域の整備に関する法律)に基づく農用地の指定を受けている場合は、転用申請ができませんので除外申請する必要があります。ただし、除外申請に係る協議会は年2回(書類締切:2月15日、8月15日)、手続き完了まで通常4か月かかります。

転用のケースと申請者

転用のケース

農地の所有者が、自らその農地を転用する場合
(農地法4条転用)

他人の農地を買ったり、借りたりして転用する場合
(農地法5条転用)

申請者

その農地の所有者、耕作者
(農地転用後も所有)

転用事業者と地主の両者

- ▶ 転用事業者
農地の利用目的で農地等の権利を取得する者
- ▶ 地主
転用事業者に農地等の権利を移転する者

※農地法5条許可でも遺贈、競売、公売、判決、調停等のときは単独申請できます。

同仁病院前に町営

バス停留所を増設

第3回町議会定例会

第三回町議会定例会は九月十三日から二十五日まで開かれ、予算補正など十議案が審議されました。その結果、全部が議案どおり可決されました。主な内容は次のとおり。

【公有水面埋め立てによるあらたに生じた土地の確認】漁港施設整備事業のため、埋め立て・造成された阿知須漁港内の土地（約一万四千二百四十三平方メートル）の確認。

【阿知須町営バス運行事業に関する条例の一部改正】「同仁病院前」停留所を増設し、十一か所に（別表参照）。【平成七年度一般会計補正予算一・二号】歳入歳出とも一

億八千七百九十一万九千円追加し、四十二億七千九百七十九千円に。
【その他予算補正】国民健康保険、老人保健、土地取得、水道事業についてそれぞれ補正。

【平成六年度水道事業会計決算の認定】収入二億二千九百三十四万九千円、支出二億二千五百四十四万円で三百九十九万九千円の純利益（金額は消費税含まず）。

給水戸数は二千二百六十七戸で、給水人口七千二百七十八人、年間総配水量は七十八万九千九百六十八立方メートル。



阿知須町営バス料金表

※ 7年10月1日から施行

単位：円

	砂郷	同仁病院前	阿知須	役場	浜表	赤泊橋	井関橋	野口	温泉前	万年池入り口	ゴルフ場
砂郷	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
同仁病院前	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
阿知須	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
役場	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浜表	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
赤泊橋	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
井関橋	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
野口	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
温泉前	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
万年池入り口	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
ゴルフ場	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

阿知須干拓地の名称

「エコランド・あじす」 に決定

阿知須干拓地を広くアピールし、今後のPR活動に活用していくため、県が愛称募集をしていましたが、このほど採用作品が決定し、発表がありました。

採用作品は「エコランド・あじす」（作者／富山県在住：滑川雄一さん）。選定理由は、●「エコ」は、「エコロジー」の略で、「環境」と「健康」という阿知須干拓地の土地利用のコンセプトにふさわしい。●「あじす」というかなの表現がやわらかい感じを与え、誰にも呼びやすく、覚えやすい。この愛称は、町、県等が行うイベントでの呼び名として、また今後の阿知須干拓地のPR資料等に活用していきます。

この募集には県内外から239件が応募（町内からは59件）。本町から入選者はありませんでした。

退職したら……

退職者医療制度

長い間、会社や役所などに勤めていて退職し、現在、国保に加入していて被用者年金（厚生年金など）をもらっている人とその被扶養者は、退職被保険者本人が老人保健に移るまで「退職者医療制度」で医療を受けます。



被扶養者とは

退職被保険者本人と生活を共にし、退職被保険者本人の収入によって生計を維持している次の人。

- ①退職被保険者本人の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等内の親族、または配偶者の父母と子。
 - ②国保の加入者で、老人保健法の適用を受けていない人。
- ※被扶養者の届け出は世帯主がします。

対象となる人

次の条件のすべてにあてはまる人（退職被保険者本人）とその被扶養者が対象となります。

- ❶国民健康保険に加入している。
- ❷老人保健法の適用を受けていない。
- ❸厚生年金や各種共済組合など（国民年金は除く）の老齢年金や退職年金などの受給者で、その被保険者期間が20年以上あるか、または40歳以降10年以上ある。

退職被保険者となる日

年金の受給権の発生した日が、退職被保険者になる日です。受給権が発生し、年金をもらう手続きをすると年金証書が送られてきます。14日以内に町国民健康保険係の窓口へ届け出てください。

10月15日(日)から21日(土)は行政相談週間

「自分の年金はどうなるのか」、「道路が壊れたままになっている」、「役所の応接が不親切だ」、「事務処理が遅い」など毎日の暮らしの中でこのよう
な苦情をお持ちになっていませんか。

総務庁では、みなさんからの苦情をお聞きして、役所の仕事が公平で正しく行われるよう、行政相談制度を設けています。

この制度を広く知っていただくため、十月十五日(日)から二十一日(土)までの一週間を「行政相談週間」とし、さまざまな行事が行われます。
本町でもこの週間にちなみ、行政相所が開かれます。役場の仕事について

お気付きの点があれば、お気軽にご相談ください。

行政相談所開設

とき 十月十九日(木)午前10時～午後三時まで

ところ 阿知須町社会福祉センター
行政相談員 宮本安周さん（砂郷一区 ☎65-2277）
または、山行政監察事務所（山口市河原六一六 ☎0839-321100）

なお、相談は、この週間だけでなくいつでも受け付けています。

生涯学習まちづくり

“まなびの裕・遊トピアの集い”

女優 横山道代さんが講演

町では、いま一人一学習・一趣味・一スポーツ・一奉仕・一健康法をうたい文句に生涯学習まちづくりを推進しています。

町民の学習意識を高め、地域の活性化と連携強化を図るため、生涯学習まちづくり“まなびの裕・遊トピアの集い”

を開きます。聴講希望者は町公民館発行の整理券が必要です（五百名）。

■とき 十一月五日(日)午後一時から

■ところ 町公民館三階大講堂

■内容

生涯学習体験発表……………

①ほくと囲碁／藤井研吾（砂四）

②阪神・淡路大震災におけるボランティア活動／山本貴広（飛石）

講演会……………

演題「子育て転じて親育て」

講師 横山道代

■問い合わせ 町生涯学習課（☎65-2022(有)4892）

町長選挙は

12月24日

町選挙管理委員会は八月二十三日で任期満了となる町長選挙の日程を次のとおり決めました。

- 告示日 十二月十九日(火)
- 投票日 十二月二十四日(日)

七年九月一日現在の選挙人名簿の登録者数は、六千四百九十五人(男二千九百五十三人女三千五百四十二人)です。

立候補予定者説明会

は10月16日

選挙の日程が決まったことで町選挙管理委員会は、立候補の届け出などについて説明会を行います。

- 日時 十月十六日(月) 午後一時三十分
- 場所 町役場一階第二三会議室

なお、説明会の出席者は

一立候補予定者につき三名以内とします。

問い合わせ

町選挙管理委員会(町総務課内) 65-4111(内)2113

年末調整・青色申告決算説明会

山口税務署では年末調整と青色申告決算の説明会を次のとおり開きます。

ことしは、税法の改正が行われており、事務処理を適正に行うためにもぜひご出席ください。

- 期日 十一月十四日
- 日程 ●青色申告決算説明会：午前九時三十分～十時
- 年末調整説明会：午後一時三十分～三時三十分

- 場所 町公民館
- 問い合わせ 山口税務署(☎0839-22-1134)

- 0内線236)か町税務課(☎65-4114(内)2153)

ポリオ予防接種

町では生後三か月から七歳六か月未満児を対象に、ポリオ生ワクチン投与を行います。

- 期日 十月二十六日(木)
- 受付時間 午後一時三十分から二時まで

- 場所 町公民館
- 料金 無料

※なお、ポリオ予防接種後は、会場で三十分間健康状態を観察しますので、ご協力をお願いします。

- 問い合わせ 町保健衛生課(☎65-4113(内)2122)

子どもの歯のはなし

- 日時 十月二十七日(金) 午後一時三十分～三時
- 場所 町公民館

●対象者 阿知須町、秋穂町在住の妊婦と一歳までの乳児をもつ母親

- 講師 山内高史先生(山内歯科医師)
- 申し込み 町保健衛生課(☎65-4113(内)211)

22)に十月二十日(金)までに申し込んでもください。

有効期間10年の旅券(パスポート)

11月1日から申請できます

- 有効期間が十年の旅券(パスポート)を、十一月一日から申請することができます。
- いままでどおり有効期間が五年の旅券もあります。
- 二十歳未満の方は、五年旅券のみです。
- 十五歳未満の子を、親の旅券に併記する制度は十一月一日からなくなります(年齢にかかわらず、個別に旅券を申請しなければなりません)。

- 一般旅券発給申請書は十一月一日の申請から変わります。従来のものは使えません。
- 問い合わせ先 山口県旅券センター(☎753-山口市滝町1-1(県庁1階))
- 0839-33-2352
- 下関バスポートセンター(☎750-下関市南部町21)

国勢調査が済んでいない方へ

全国一斉に10月1日現在で国勢調査が行われました。まだ調査がお済みでない方は至急、町国勢調査実施本部事務局(町企画課：☎65-4111)へご連絡ください。



119

0832-35-0038

旅券申請手数料

20歳以上	20歳未満	12歳未満	10年旅券
15,000円	申請できない	申請できない	5年旅券
10,000円	10,000円	5,000円	

「若がえり

セミナー」

からだにイエローカード(注意信号)出ていませんか?

健診の結果、次のような方を対象に、今、注目の健康法「エクスサイズ・ウォーキング(運動歩行)」を中心とした教室を山口環境保健所との共催で四回シリーズで開きます。

対象者

六十五歳までの男女で、健

康診査の結果、

●血圧：最大血圧百四十、百五十九または最小血圧九十〜九十四

●総コレステロール：二百〜二百五十

●HDLコレステロール：四十五以下

●中性脂肪：百五十〜三百

●血糖値：百〜百四十

●肥満度：太りすぎまたは太りすぎ

のいずれかに該当する方

ただし、治療中の方は除きます。

●募集人員：二十五名(定員になり次第締め切ります)

日時

一回目/十一月二十二日(水)

午後二時三十分〜四時

二回目/十一月二十九日(水)

午後二時三十分〜四時

三回目/十二月十三日(水)

午後一時三十分〜四時

四回目/八月二十八日(水)

午後一時三十分〜四時

●場所：町公民館・町体育センター

●参加費用：無料

●申し込み：十月三十一日までに町保健衛生課(☎65-4113(内)2122)にお申し込みください。

10月は住宅月間

「95やまぐち住宅フェア」

山口県ゆとりある住生活推進協議会が豊かさの実感で、ゆとりのある住生活推進に必要な住宅・住環境に関する情報を提供するため、「95やまぐち住宅フェア」を次のとおり開きます。

●主催 山口県ゆとりある住生活推進協議会

●期間 十月二十一日(土) 午前十時〜午後五時/十月二十二日(日) 午前十時〜午後四時

●会場 山口県スポーツ文化センター(山口市 維新百年記念公園内)

●内容 安心と信頼が実感できるゆとりある住生活に関する提案、住宅設備関連機器等の展示、紹介

●テーマ展示 「安心と信頼の住まいづくり」(モデルルーム)

●一般展示 住宅・住宅設備関連機器等の展示

●相談コーナー 住まいの

耐震診断省エネ・住宅資金

○イベント キャラクター

ショー・フリーマーケット

ト・児童画コンテストなど

●入場料 無料

●問い合わせ 山口県土木建築部住宅課(☎0839-33-3877)・山口県

ゆとりある住生活推進協議会(山口県住宅供給公社内

☎0839-22-2876)



10/14(土)・15(日)

阿知須干拓地

- あじろジャミング '95
- スカイオートキャンプ
- アームレスリング素人チャンピオン
- あじろロードレース
- あじろロードレース
- ゲートボール大会
- 第2回マウンテンバイク競技選手権
- 又マチャリセロヨン
- 95ワールドやまぐち耐久オフロードレース
- ドッジバトル
- OYリーグ
- 「95やまぐちフェア」
- 空手道コンテスト
- アメリカンカスタムカーショー
- 輪車競技
- 水飛脚
- 第2回やまぐちタグラグ選手権
- 青空剣道道場大会
- ランヨンプライドショー
- スーパーボールフライング
- 第2回ミニサッカー選手権
- 4x4・RVカニバル
- Yリーグ
- Yリーグ

【……………●は14日開催/○は15日開催/◎は14.15日開催……………】

生涯学習たより

生涯学習課【町公民館内】

☎ 65-2022 (有) 4892

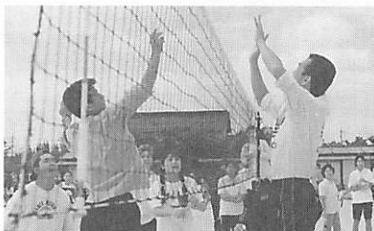


高齢者大運動会より

出合い ふれあい 学び合い

—第44回町内親睦球技大会に参加して—

あぶ くにやす
阿武 邦泰 (飛石)



去る9月17日、第44回町内親睦球技大会が行われ、一般バレーボールに参加しました。

飛沖チームは一般バレーボールで昨年優勝しており、自分としては当然今年も優勝をねらい気合いを入れて試合にのぞきました。

当日は台風12号の影響で時折強風が吹きつけるあいにくの天気でしたが、その風が私たちに味方してくれたのか、見事2年連続優勝に輝き、我がチームの3年連続総合優勝に貢献しました。

この球技大会は、普段町外で働いている自分にとって地元の人と接することのできる貴重な機会となっています。来年もぜひ参加してチームの優勝に貢献したいと思います。

学びの成果を披露 生涯学習発表会 11月2日▶5日

町教育委員会と阿知須の文化を高める会では、恒例の生涯学習発表会を次のとおり開きます。

展示部門

●期間/11月2日(木)~5日(日) ●場所/町公民館

芸能大会

●日時/11月3日(金)午前10時~ ●場所/町公民館

囲碁大会

●日時/11月3日(金) 午前9時~ ●場所/社会福祉センター
※申し込みは当日受け付けます。

作品募集

展示部門では、幼・保育園児、小・中学児童生徒、阿知須の文化を高める会会員や一般の方の作品を募集しています。

一般の方で自分で創作された作品の展示を希望される方は10月20日(金)までに町公民館内生涯学習課(☎65-2022(有)4892)へ作品名、氏名、地区名、電話番号をお知らせください。なお、11月3日(金)には町公民館駐車場で、阿知須の文化を高める会主催による郷土の特産品や観葉植物・花の苗などの即売をします。

第44回町内親睦 球技大会成績

9月17日(日)



●総合の部

①飛沖 ②砂郷 ③岩倉

●ソフトボールの部

①巨岡 ②玉川 ③砂郷、

前山小山

●一般バレーボールの部

①飛沖 ②砂郷 ③縄田、

鴨生原

●婦人バレーボールの部

①赤浜 ②砂郷 ③飛沖、

寺浜二の宮

●男子インディアカの部

①飛沖 ②鴨生原 ③東

条、砂郷

●女子インディアカの部

①砂郷 ②岩倉 ③前山小

山、飛沖

●卓球の部

①引野 ②岩倉 ③飛沖、

前山小山

「生涯学習」の 意識調査に ご協力を

20歳以上1000人が対象

高齢化の進展や自由時間の増大など、社会が大きく変化する中で自らの楽しさや生きがいを自らの手で創り出そうと、生涯学習に対する関心が高まってきています。

町教育委員会では十月の中旬から十一月にかけて、町内の二十歳以上の方、約千人を無作為に抽出して意識調査を実施します。

調査内容は、現在、生涯学習に取り組まれている状況、また、今後取り組んでみたいもの、その手段や方法についてお聞きするものです。この調査の結果は、これからの本町の生涯学習推進の基礎資料として活用させていただきますので、調査員がお伺いしたときは、ご協力をお願いします。



「ふれあい広場」
はみなさんのページ
です。
町政への提言や身
近な話題、絵画、写
真など町企画課(☎
65-4111(有)2
144)へお寄せく
ださい。

善意 はここに

【町へ】

— 広報送料 —

●今井梅一さん(鎌倉市佐助2-13-13)

【町社会福祉協議会へ】

— 篤志 —

●井上博さん(砂三) ●匿名(井関) ●匿名(拾得金を)
●匿名(262回)

— 香典返し —

●故夫 山本 輝義さん 山本八千代さん(仙 在)	●故夫 水本 正義さん 水本サダ子さん(井 関)
●故夫 藤野 太助さん 藤野モトヨさん(砂 三)	●故夫 上野 満元さん 上野恵美子さん(寺河内)
●故夫 上野 義明さん 上野 信子さん(中 村)	●故母 橋本 ユラさん 橋本 清澄さん(小 南)
●故父 磯部 光二さん 磯部 信夫さん(中 村)	●故妻 芥川チエコさん 芥川 文蔵さん(引 野)

よろこび かなしみ

9月25日受付分まで 届出順・敬称略

出生(おすこやかに)

氏 名	親の名	月 日	住 所
山原 雅裕 <small>やまはら まさひろ</small>	茂 裕	8.27	浜
辻田 直樹 <small>つじた なおき</small>	秀 樹	9.16	岩 辻

死亡(ご冥福を祈ります)

氏 名	死亡月日	年 齢	住 所
上野 義明	8.28	69	中 村
磯部 光二	9.6	90	中 村
橋本 ユラ	9.8	93	小 南
中村 博亮	9.9	86	西 条
上野 満元	9.12	70	寺河内
松 永 八重子	9.16	80	河 内
岸 本 アサエ	9.19	84	西 条
山 田 保彦	9.19	78	築 地

資源とエネルギーを大切に!

リフォーム作品募集

県と「資源とエネルギーを大切にする運動山口県推進協議会」は、今日から明日へ、そして未来へと豊かな生活を送るために暮らしを見つめ直して限りある資源を大切に、これを合理的に利用しようとする運動を幅広く展開していますが、この運動の一環として、リフォーム作品を募集しています。

応募要領

●参加資格……………

県内に居住する人(性別、年齢を問いません)

●応募作品……………

家庭で不用になったもの(例えば、古着やトレー、牛乳パックなどなんでも)を再利用して製作した作品で、日常生活に活用できる(している)もの。

●応募方法……………

応募作品に、次の項目を明記したものを添付すること。

①製作者の住所、電話番号、氏名(ふりがな)、年齢、所属団体

②作品名、材料および作り方、製作にあたって工夫した点

●応募締切……………

10月27日(金)

●応募先および問い合わせ先……

資源とエネルギーを大切にする運動山口県推進協議会事務局

☎753 山口市滝町1-1 山口県企画部県民生活課消費生活係 ☎0839-33-2608

●作品発表……………

11月25日(土)~26日(日)、光市で開かれる「'95 くらし再発見!いきいきフェア」で、リフォーム作品ファッションショーと展示を行います。

地方分権の推進に関する標語

(キャッチフレーズ) 募集

地域の実情に応じた「地方分権型」行政をめざして

ことし五月に「地方分権法」が成立し、現在、国で地方分権実現に向けての調査・審議が進められていますが、地方分権の推進必要性や意義などについて、県民のみなさんの関心を高めていただくために、地方分権の推進に関する標語(キャッチフレーズ)を募集します。

フリースと住所、氏名、年齢、職業(学生の場合は、学名、学年)、電話番号を記載してください。③一通に複数の標語(キャッチフレーズ)を記載されてもかまいません。

締め切り 十月二十日(金)

発表 入選者には、選考後通知し、公表します。また、表彰も行います。入選数は、最優秀一点(賞金三万円)、優秀は数点(賞金一万円)。また、応募者全員に記念品(アレホソカード)を贈ります。
その他 ①入選作品は、地方分権推進のPRに広く使われます。②応募作品は、返却しません。また、入選作品の著作権は、山口県の所有とします。

送り先・問い合わせ先

〒753 山口市滝町1-1
山口県企画部企画課計画班

☎0839-33-2516

FAX 0839-33-2539

NIIFTY-Server

D: KYMO1501

■募集主体 山口県、山口県議会、山口県市長会、山口県市議会、山口県町村会、山口県町村議会、山口県町村議会議長会

■応募資格 県内に在住している方(年齢は問いません)

■作品の要件 ①地方分権の必要性、意義などを訴えるものであること。②独創的な作品であること。③未発表の作品であること。

■作品の基準 字数に制限はありません。

■応募方法 ①はがき、ファクシミリまたはパソコン通信(電子メール)を使用してください。②標語(キャッチ

今、なぜ地方

分権なのか?

戦後半世紀が経過し、わたしたちの価値観やライフスタイルは大きく変わり、多様化し、これまでのように、国が全国一律に政策を決定し、地方がそれを実施するという行政の行い方では、全国各地でさまざまな暮らしを営むわたしたちのニーズに的確に対応することができなくなっています。

このために、地方自らが主体性を持って、地域の実情に応じた行政が展開できるように「地方分権型」の行政の行い方に転換することが強く求められるようになっていきます。

標語(キャッチ

フレーズ)の例

◎国はすっきりダイエット、地方は大きな知恵袋

◎分権で ふるさと

さらに活性化

◎わたしたちのアイディア

生かす地方分権

町民カレンダー 10月

役場
公民館
体育センター

10月 火 体育の日

11月 水 ステンシルトールペインティング教室(公、後2時・7時)

12月 木 マタニティ講座ジョイフルクッキング(公、前10時)

13日 金 **山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ**
(阿知須干拓地)

14日 土 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

15日 日 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

16日 月 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

17日 火 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

18日 水 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

19日 木 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

20日 金 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

21日 土 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

22日 日 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

23日 月 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

24日 火 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

25日 水 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

26日 木 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

27日 金 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

28日 土 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

29日 日 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

30日 月 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

31日 火 山口ヤングフェスタ・ふるさとYリーグ

迷惑犬一掃月間
10月1日～31日

納税
町県民税3期
国民健康保険税5期

人の動き 住民登録 (平成7年9月30日現在) 人口…8,205人 [男…3,815人 女…4,390人] 世帯…2,608 平成2年 国勢調査 [人口…8,385人 世帯…2,419]
9月の動き 出生…… 4人 死亡…… 9人 転入…… 13人 転出…… 24人